

答申第 723 号

令和元年 5 月 21 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 6 月 16 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 14）（諮問第 742 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付けメール、同年8月2日付け回覧文書、同月18日付けメール、同月19日付け起案文書、同日付けメール、同月25日付けメール、同月30日付けメール、同日付けメールで施行された文書に係る起案文書、同日付けメールに係る起案文書、同年9月1日付けメール、同月7日付けメール、同月13日付けメールに係る回覧文書及び同月14日付けメールに係る回覧文書を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月6日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付けメール（以下「A文書」という。）、同年8月2日付け回覧文書（以下「B文書」という。）、同月18日付けメール（以下「C文書」という。）、同月19日付け起案文書（以下「D文書」という。）、同日付けメール（以下「E文書」という。）、同月25日付けメール（以下「F文書」という。）、同月30日付けメール（以下「G文書」という。）、同日付けメールで施行された文書に係る起案文書（以下「H文書」という。）、同日付けメールに係る起案文書（以下「I文書」という。）、同年9月1日付けメール（以下「J文書」という。）、同月7日付けメール（以下「K文書」という。）、同月13日付けメールに係る回覧文書（以下「L文書」という。）及び同月14日付けメールに係る回覧文書（以下「M文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書を理由に別表1に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と

総称する。)を非公開とする一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消し等を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、同条に適合する。

イ 常勤・非常勤職員数や警備員数

常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。

ウ 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報

警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。

エ 危機管理・不審者等対応マニュアルに関する情報

危機管理・不審者等対応マニュアルに関する情報は公務員の間で共有されており、公務員や元公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起こしていないにもかかわらず、実施機関は、公開請求者がかかる情報を得た場合、犯罪行為を実行すると説明しており、主権者蔑視の違憲の弁明である。

オ 国の第2次補正予算に関する情報

国の第2次補正予算に関する情報は財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開されるべきである。

また、実施機関は、これらの情報は誤った情報であるため、これらを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせるおそれや国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれ、さらには、国から情報提供を受けている他の実施機関や関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

しかし、公務員が、事実確認が不十分な情報や誤った情報を得ることは当然であり、誤った情報があれば、主権者はそれを知る権利がある。

さらに、実施機関のかかる説明は、公務員の無謬性を動揺させる情報を具体的に開示したくないがための弁明であり、民主主義国家の情報公開とは言えない。情報公開は公開請求者にのみ実施されるものであり、他の実施機関、関連機関に伝わる高度の蓋然性もなく、たとえ伝わったとしても非公開とすべきほどの混乱は生じない。

(2) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関

は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(4) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（かながわ男女共同参画センター）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア C文書

C文書において本件処分により非公開とした情報は、県民の入居を伴う県民局所管施設（以下「県民局入所施設」という。）における防犯体制に関する情報であり、その内容は警備委託に係る警備体制の内容、夜間における巡回等、具体的な防犯体制に関するものである。

県民局入所施設は、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、当該施設が所管する福祉施策等の対象となる県民の入所が予定されている施設であり、これらの施設に入所した県民が安全に当該施設で過ごす

ことができるようにすることは、県の最も基本的かつ最低限の責務であることにかんがみると、これらの施設における防犯設備の当時の状況や導入を予定している防犯設備に関する情報を公開すると、これらの施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがある。かかる場合、当該施設における安全面の確保に支障が生じ、もって、その事業運営に支障を生ぜしめることとなる。

よって、これらの施設の具体的な防犯体制に関する情報は、公開することにより、その安全確保に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ D文書

(ア) 「特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）」

D文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）」中のものは、実施機関において採用した具体的な防犯対策等が記載されたものである。実施機関は、県民の入所を予定している施設ではないものの、男女共同参画社会の実現を推進する県域の拠点施設で県民の利用が予定されており、かつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条の規定に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者や恋人からの身体的暴力や精神的圧迫などに悩む者の来所による面接相談等のために利用される施設である。したがって、その利用者の安全を確保する必要があるという点においては、県民局入所施設と変わるところはないため、前記アと同様の理由により、これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「県有施設における警備体制の状況」

D文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「入居を伴う県有施設における警備体制の状況」中のものは、前記アに掲げる情報と同質の実施機関に係る情報であることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ロ) 「入居を伴う県有施設における警備体制の状況」

D文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「入居を伴う県有施設における警備体制の状況」中のものは、前記アに掲げる情報と同じ情報であることから、前記アのとおり、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ E文書

E文書において本件処分により非公開とした情報は、前記イ(ア)及び(イ)に掲げる情報と同じ又は同質の情報であるため、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ F文書

F文書において本件処分により非公開とした情報は、前記ア及び前記イ(ア)に掲げる情報と同質の情報であるため、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ G文書及びH文書

G文書及びH文書において本件処分により非公開とした情報は、実施機関における防犯対策上の課題や対応策を具体的に記載したものであり、前記アに掲げる情報と同質の情報であることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

カ I文書

(ア) メール本文

I文書において本件処分により非公開としたもののうち、メール本文中のものは、特定事件の再発防止のため、県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報であり、前記アに掲げる情報と同質の情報であることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「県民局入所施設等の安全対策について」及び「県民局入所施設等の安全対策について（案）」

I文書において本件処分により非公開としたもののうち、「県民局入所施設等の安全対策について」及び「県民局入所施設等の安全対策について（案）」中のものは、県民局所管10施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定及び導入に要する予

算額であり、前記アに掲げる情報と同質の情報であることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(ウ) 「実施機関利用者の安全確保のための課題と対応策（H28.8.2作成）」

I 文書において本件処分により非公開としたもののうち、「実施機関利用者の安全確保のための課題と対応策（H28.8.2作成）」中のものは、前記オに掲げる情報と同じ情報であることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(エ) 「県有施設における警備体制の状況」

I 文書において本件処分により非公開としたもののうち、「県有施設における警備体制の状況」中のものは、前記ウに掲げる情報と同じ情報であることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

キ J 文書

(ア) 特定会議議事概要

a 県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報

J 文書において本件処分に非公開とした情報のうち、特定会議議事概要中の県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報は、特定事件の再発防止に向けた課題について、整理、検討を行う特定会議において、同会議に出席した各所属長が、県民局所管施設等の防犯体制について具体的に言及したものであり、前記アに掲げる情報と同質の情報であるため、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

b 国の第2次補正予算に関する情報

J 文書において本件処分により非公開とした情報のうち、特定会議議事概要中の国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであるところ、かかる情報は、県担当者の聞き取りに基づくものであって、事実確認が不十分な誤った情報が含まれており、これを公開した場合、不正確な情報を広く知らしめ、県民等に誤解を生じさせる

おそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない速やかな情報提供が受けられなくなり、もって、国の予算にかかわる県の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、国から同様に情報提供を受けている他の実施機関や、関係機関に誤った情報が伝わることで混乱を招き、その事務遂行に支障を及ぼすおそれもある。

よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

c 特定2施設の不審者等対応マニュアル

J文書において本件処分により非公開とした情報のうち、不審者等対応マニュアルに関するものは、特定の県民局入所施設（2施設）のものであって、加害者が来所した場合等の緊急時における対応手順が具体的に記載されているものであるところ、これを公開すると、当該マニュアルを有する施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、その防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがあるため、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

ク K文書

K文書において本件処分により非公開とした情報は、前記カ(イ)に掲げる情報と同じものであることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

ケ L文書

(ア) メール本文

L文書において本件処分により非公開とした情報のうち、メール本文中のものは、前記カ(ア)に掲げる情報と同じものであることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 「県民局入所施設等の安全対策について」

L文書において本件処分により非公開とした情報のうち、「県民局入所施設等の安全対策について」中のものは、前記カ(イ)に掲げる情報と同質の情報であることから、前記アと同様の理由により、条例第5条第4号柱書に該当する。

(2) 条例第7条該当性について

本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

実施機関は、所掌事務として、男女共同参画社会の実現に向けた人材育成、調査研究、相談、情報発信、意識啓発等を所管しているところ、本件行政文書を管理していたのは、県民が利用するかながわ男女共同参画センターの施設管理者として、その安全性を確保するという観点から、特定事件の再発防止に向けた安全対策に係る情報共有の一環として取得等したためであり、かかる安全対策に関する取組を除き、実施機関は、他に直接的に特定事件に関係する業務を所管しているものではない。

よって、実施機関は、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するにあたり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

(4) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送による交付を行う場合には、

定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、A文書、B文書、G文書、H文書、I文書、K文書、L文書及びM文書は実施機関がかながわ男女共同参画センターの管理者として同施設の防犯体制の確保及び推進の観点から取得又は作成したため、C文書、D文書、E文書、F文書及びJ文書は特定事件の再発防止に向けた課題を整理・検討することを目的とした県民局入所施設等の所属長から構成される特定会議に実施機関の所属長が出席し取得又は作成したため、実施機関において管理されていたものであると認められる。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件非公開情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

もつとも、本件非公開情報はその量が多いため、まず、実施機関が説明

する非公開理由の理論的当否を検討し、非公開とすることが妥当と認められる非公開理由の適用が説明されている各非公開情報について、当該理由に当てはまる情報たり得るか個別具体的に判断するものとする。

ア 実施機関が説明する非公開理由

当審査会が確認したところ、実施機関が本件非公開情報を非公開とした理由は、施設の具体的防犯体制に関する情報、危機管理・不審者等対応マニュアルに関する情報及び国の第2次補正予算に関する情報ごとの3つに大別されるため、以下、これらの情報を非公開とした理由について、それぞれその当否を検討する。

(ア) 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設における防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等具体的な防犯体制に関する情報については、実施機関が説明するとおり、これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、施設の具体的防犯体制に関する情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり、これらの情報を公開すべき旨主張するが、同人独自の見解であって、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(イ) 危機管理・不審者等対応マニュアルに関する情報

この点について、実施機関は、危機管理・不審者等対応マニュアルの内容は防犯体制の具体的内容に関する情報であり、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、危機管理・不審者等対応マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記(ア)と同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、危機管理・不審者等対応マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメ

ラや自動警報装置とは異なり、その内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、危機管理・不審者等対応マニュアルの内容に関する情報は同号柱書に該当するものの、その有無のみに関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

(ウ) 国の第2次補正予算に関する情報

実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公開した場合、誤った情報を広く知らしめ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、国の第2次補正予算に関する情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点に関し、審査請求人は前記3(1)オのとおり、かかる情報を公開すべき旨主張するが、同人独自の見解であり、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

イ 結論

以上を前提に本件を見ると、本件非公開情報のうち、別表2に掲げるものについては条例第5条第4号柱書に該当するためこれを非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては実施機関が説明する非公開理由が成り立たないものであるか、又は非公開理由としては成り立つものの当該情報が当該非公開理由に当てはまる情報たり得ないものであるため、公開すべきであると判断する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報

を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、総じて防犯体制に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨

主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(5) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張している

ため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分 of 理由付記は、内容毎に適用条項を摘示するとともに、当該条項を適用するに至った具体的理由が必要最小限度は示されていると認められ、理由付記に不備があるとまでは言えないが、条例第5条第4号にいう「支障」について、より具体的に記載されることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分非公開情報一覧		
区分	文書種別	非公開情報
C 文書	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管9施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報
		県民局所管9施設における夜間の県職員の体制に関する情報
		県民局所管9施設における防犯カメラの有無に関する情報
		県民局所管9施設における自動警報装置の有無に関する情報
D 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）	実施機関に対する質問の内容
		入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った実施機関における対応の内容
		実施機関における侵入者対策の内容
		実施機関における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報
		実施機関における施設の危機管理上の課題
		実施機関における入所者への緊急時伝達方法
		実施機関における職員への緊急時伝達方法
	県有施設における警備体制の状況	実施機関における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間（左記文書のうち、最下段の枠を含む）、巡視時間及び備考）に関する情報
		実施機関における夜間の県職員の体制に関する情報
		実施機関における防犯カメラの有無に関する情報
		実施機関における自動警報装置の有無に関する情報
	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管9施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報
		県民局所管9施設における夜間の県職員の体制に関する情報
		県民局所管9施設における防犯カメラの有無に関する情報
		県民局所管9施設における自動警報装置の有無に関する情報

別表 1 < 続き >

原処分非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報		
E 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	実施機関に対する質問の内容		
		入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った実施機関における対応の内容		
		実施機関における侵入者対策の内容		
		実施機関における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報		
		実施機関における施設の危機管理上の課題		
		実施機関における入所者への緊急時伝達方法		
		実施機関における職員への緊急時伝達方法		
	県有施設における警備体制の状況	実施機関における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間（左記文書のうち、最下段の左側の枠を含む）、巡視時間及び備考）に関する情報		
		実施機関における夜間の県職員の体制に関する情報		
		実施機関における防犯カメラの有無に関する情報		
		実施機関における自動警報装置の有無に関する情報		
		記載内容に対する実施機関の説明 ○ 左記文書のうち、最下段の右側の矢印型の枠		
		F 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容
				県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容
県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報				
県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題				
県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法				
県民局所管 10 施設における職員への緊急時伝達方法				
入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管 12 施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報			
	県民局所管 12 施設における夜間の県職員の体制に関する情報			
	県民局所管 12 施設における防犯カメラの有無に関する情報			
	県民局所管 12 施設における自動警報装置の有無に関する情報			
県民局所管 5 施設の施設名、警備体制の種別				

別表 1 < 続き >

原処分非公開情報一覧		
区分	文書種別	非公開情報
G 文書	実施機関利用者の安全確保のための課題と対応策（H28.8.2作成）	実施機関における安全確保のための課題、想定される対応策、今後の具体的対応、状況の内容
H 文書	同左	実施機関における安全確保のための課題、想定される対応策、今後の具体的対応、状況の内容
I 文書	同左	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、16行目から18行目まで
	県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第3欄第2項から第7欄第11項まで
	県民局入所施設等の安全対策について（案）	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第3欄第2項から第7欄第11項まで
	実施機関利用者の安全確保のための課題と対応策（H28.8.2作成）	実施機関における安全確保のための課題、想定される対応策、今後の具体的対応、状況の内容
	県有施設における警備体制の状況	実施機関における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間（左記文書のうち、最下段の左側の枠を含む）、巡視時間及び備考）に関する情報 実施機関における夜間の県職員の体制に関する情報 実施機関における防犯カメラの有無に関する情報 実施機関における自動警報装置の有無に関する情報 記載内容に対する実施機関の説明 ○ 左記文書のうち、最下段の右側の矢印型の枠

別表 1 < 続き >

原処分非公開情報一覧		
区分	文書種別	非公開情報
J 文書	特定会議議事概要	県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目のうち、39 行目から 40 行目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、1 行目から 9 行目まで、11 行目から 23 行目まで、25 行目 32 文字目から 36 行目まで、38 行目から 41 行目まで、42 行目 37 文字目から 43 行目まで ○ 左記文書 3 頁目のうち、1 行目から 5 行目まで、7 行目から 9 行目まで、12 行目 27 文字目から 17 行目まで、20 行目から 34 行目まで、38 行目から 42 行目まで ○ 左記文書 4 頁目のうち、2 行目から 9 行目まで、11 行目、12 行目 20 文字目から 16 行目まで、22 行目、25 行目から 37 行目まで ○ 左記文書 5 頁目のうち、6 行目から 7 行目まで、10 行目から 11 行目まで、13 行目から 16 行目まで、18 行目から 19 行目まで、24 行目から 26 行目まで、37 行目 28 文字目から 38 行目まで
		国の第 2 次補正予算に関する情報 ○ 左記文書 5 頁目のうち、3 行目から 5 行目まで、8 行目から 9 行目まで、21 行目から 23 行目まで
	特定 2 施設の不審者等対応マニュアル	マニュアルの内容すべて
K 文書	県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで
L 文書	同左	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、23 行目 2 文字目から 25 文字目まで、24 行目 2 文字目から 25 文字目まで、25 行目 2 文字目から 9 文字目まで
	県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで

別紙 2

原処分妥当非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
C 文書	入居を伴う 県有施設に おける警備 体制の状況	県民局所管 9 施設における警備体制 (警備業務委託に係る警備員数、委 託時間、巡視時間及び備考) に関する 情報	具体的防犯体制 に関する情報で あるため。 <第 5 条第 4 号柱書>	5 (2) ア(ア)
		県民局所管 9 施設における夜間の県 職員の体制に関する情報		
		県民局所管 9 施設における防犯カメ ラの有無に関する情報		
		県民局所管 9 施設における自動警報 装置の有無に関する情報		
D 文書	特定事件を 受けた入所 施設での対応 について (調査票)	入所施設の管理体制に関する通知を 受けて行った実施機関における対応 の内容	具体的防犯体制 に関する情報で あるため。 <第 5 条第 4 号柱書>	5 (2) ア(ア)
		実施機関における侵入者対策の内容		
		実施機関における施設の危機管理上 の課題		
		実施機関における職員への緊急時伝 達方法	緊急時の連絡体制 に関する情報 であって、公開 することにより 容易にその連絡 を遮断すること が可能となり、 当該施設におけ る安全面の確保 に支障が生じる おそれがあると 認められる。	—

別紙 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
D 文書 (続き)	県有施設における警備体制の状況	実施機関における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間（左記文書のうち、最下段の枠を含む）、巡視時間及び備考）に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条 第 4 号 柱 書 >	5 (2) ア (ア)
		実施機関における夜間の県職員の体制に関する情報		
		実施機関における防犯カメラの有無に関する情報		
		実施機関における自動警報装置の有無に関する情報		
	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管 9 施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報		
		県民局所管 9 施設における夜間の県職員の体制に関する情報		
		県民局所管 9 施設における防犯カメラの有無に関する情報		
		県民局所管 9 施設における自動警報装置の有無に関する情報		

別表2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
E 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った実施機関における対応の内容	具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(ア)
		実施機関における侵入者対策の内容		
		実施機関における施設の危機管理上の課題		
		実施機関における職員への緊急時伝達方法		
	県有施設における警備体制の状況	実施機関における警備体制(警備業務委託に係る警備員数、委託時間(左記文書のうち、最下段の左側の枠を含む)、巡視時間及び備考)に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 <第5条第4号柱書>	5(2) ア(ア)
		実施機関における夜間の県職員の体制に関する情報		
		実施機関における防犯カメラの有無に関する情報		
		実施機関における自動警報装置の有無に関する情報		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
F 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	<p>入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項、同欄第 3 項 ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、4 行目から 5 行目まで ○ 左記文書 3 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、5 行目から 9 行目まで ○ 左記文書 4 頁目表中、第 4 欄第 3 項 ○ 左記文書 5 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、3 行目から 5 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	<p>5 (2) ア (7)</p>
		<p>県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 5 頁目表中、第 5 欄第 3 項 		
		<p>県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 4 頁目表中、第 6 欄第 2 項のうち、4 行目から 13 行目まで 		
		<p>県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 5 頁目表中、第 7 欄第 3 項 		

別表2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
F 文書 (続き)	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票) < 続き >	県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法のうち、次に掲げるものを除いたもの ○ 左記文書 4 頁目表中、第 8 欄 第 3 項 ○ 左記文書 5 頁目表中、第 8 欄 第 2 項、同欄第 3 項	緊急時の連絡体制に関する情報であって、公開することにより容易にその連絡を遮断することが可能となり、当該施設における安全面の確保に支障が生じるおそれがあると認められる。	—
		県民局所管 10 施設における職員への緊急時伝達方法		
	入居を伴う県有施設における警備体制の状況	県民局所管 12 施設における警備体制（警備業務委託に係る警備員数、委託時間、巡視時間及び備考）に関する情報	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア)
		県民局所管 12 施設における夜間の県職員の体制に関する情報		
県民局所管 12 施設における防犯カメラの有無に関する情報				
県民局所管 12 施設における自動警報装置の有無に関する情報				
G 文書	実施機関利用者の安全確保のための課題と対応策 (H28. 8. 2 作成)	実施機関における安全確保のための課題、想定される対応策、今後の具体的対応、状況の内容	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア)
H 文書	同左	実施機関における安全確保のための課題、想定される対応策、今後の具体的対応、状況の内容	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文参照箇所)
I 文書	同左	県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報 ○ メール本文中、16 行目から18 行目まで	具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 >	5 (2) ア (ア)
	県民局入所施設等の安全対策について	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで		
	県民局入所施設等の安全対策について (案)	県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額 ○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで		
	実施機関利用者の安全確保のための課題と対応策 (H28. 8. 2 作成)	実施機関における安全確保のための課題、想定される対応策、今後の具体的対応、状況の内容		
	県有施設における警備体制の状況	実施機関における警備体制 (警備業務委託に係る警備員数、委託時間 (左記文書のうち、最下段の左側の枠を含む)、巡視時間及び備考) に関する情報		
実施機関における夜間の県職員の体制に関する情報				
実施機関における防犯カメラの有無に関する情報				
実施機関における自動警報装置の有無に関する情報				

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
J 文書	特定会議議事概要	<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 2 頁目のうち、2 行目から 9 行目まで、11 行目から 23 行目まで、25 行目 32 文字目から 36 行目まで、42 行目 37 文字目から 43 行目まで ○ 左記文書 3 頁目のうち、1 行目から 5 行目まで、7 行目、12 行目 27 文字目から 15 行目まで、20 行目から 34 行目まで、38 行目から 42 行目まで ○ 左記文書 4 頁目のうち、2 行目から 4 行目まで、7 行目から 9 行目まで、12 行目 20 文字目から 13 行目まで、26 行目、28 行目、30 行目、32 行目から 33 行目まで、35 行目、37 行目 ○ 左記文書 5 頁目のうち、18 行目から 19 行目まで、24 行目から 26 行目まで 	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (7)
		<p>国の第 2 次補正予算に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 5 頁目のうち、3 行目から 5 行目まで、8 行目から 9 行目まで、21 行目から 23 行目まで 	<p>事実確認が不十分な誤った国の第 2 次補正予算に関する情報であるため。</p>	5 (2) ア (ウ)
	特定 2 施設の不審者等対応マニュアル	<p>マニュアルの冒頭のタイトル部分を除いた情報</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。 < 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (7)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由及び条例適用条項	備考 (答申本文 参照箇所)
K 文書	県民局入所施設等の安全対策について	<p>県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額</p> <p>○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (7)
	同左	<p>県民局入所施設等で導入を予定している具体的な防犯対策に関する情報</p> <p>○ メール本文中、23 行目 2 文字目から 25 文字目まで、24 行目 2 文字目から 25 文字目まで、25 行目 2 文字目から 9 文字目まで</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報であるため。</p> <p>< 第 5 条第 4 号柱書 ></p>	5 (2) ア (7)
L 文書	県民局入所施設等の安全対策について	<p>県民局所管 10 施設における導入を検討した防犯対策の充実策の内容と現状、今後の予定、導入に要する予算額</p> <p>○ 左記文書表中、第 3 欄第 2 項から第 7 欄第 11 項まで</p>		

別表 3

公開すべき非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関 の説明)
D 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	実施機関に対する質問の内容	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報のため。
		実施機関における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報	マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申5(2)ア(イ)参照)	
		実施機関における入所者への緊急時伝達方法	入所者のいない施設における入所者への緊急時伝達方法に関する情報であっても、公開しても施設の安全面の確保に支障を生じるおそれがない情報であるため。	

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関 の説明)
E 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	実施機関に対する質問の内容	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報のため。
		実施機関における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報	マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2) ア (イ) 参照)	
		実施機関における入所者への緊急時伝達方法	入所者のいない施設における入所者への緊急時伝達方法に関する情報であっても、公開しても施設の安全面の確保に支障を生じるおそれがない情報であるため。	

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関 の説明)
E 文書 (続き)	県有施設における警備体制の状況	記載内容に対する実施機関の説明 ○ 左記文書のうち、最下段の右側の矢印型の枠	実施機関による記入内容を説明したものに過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報のため。
F 文書	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票)	入所施設の管理体制に関する通知を受けて行った県民局所管 10 施設における対応の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 3 行目まで、同欄第 3 項、同欄第 4 項 ○ 左記文書 3 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 4 行目まで ○ 左記文書 4 頁目表中、第 4 欄第 2 項 ○ 左記文書 5 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち、1 行目から 2 行目まで、同欄第 3 項 県民局所管 10 施設における侵入者対策の内容のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 5 頁目表中、第 5 欄第 3 項	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報のため。

別表3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 (実施機関) の説明
F 文書 (続き)	特定事件を受けた入所施設での対応について (調査票) <続き>	<p>県民局所管 10 施設における危機管理マニュアルの作成の有無に関する情報のうち、次に掲げるものを除いたもの</p> <p>○ 左記文書 4 頁目表中、第 6 欄第 2 項のうち、4 行目から 13 行目まで</p>	<p>マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。</p> <p>(答申 5 (2)ア(イ)参照)</p>	<p>具体的防犯体制に関する情報のため。</p>
		<p>県民局所管 10 施設における施設の危機管理上の課題のうち、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 7 欄第 3 項</p>	<p>公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。</p>	
		<p>県民局所管 10 施設における入所者への緊急時伝達方法のうち、次に掲げるもの</p> <p>○ 左記文書 4 頁目表中、第 8 欄第 3 項</p> <p>○ 左記文書 5 頁目表中、第 8 欄第 2 項、同欄第 3 項</p>	<p>入所者のいない施設における入所者への緊急時伝達方法に関する情報であっても、公開しても施設の安全面の確保に支障を生じるおそれがない情報であるため。</p>	

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕
F 文書 (続き)	入居を伴う 県有施設に おける警備 体制の状況	県民局所管 5 施設の施設名、警 備体制の種別	施設の名称及び 様式の定型的情 報にすぎないた め、公開するこ とにより施設の 安全面の確保に 支障を生じるよ うな具体的防犯 体制に関する情 報とは認められ ないため。	具体的防 犯体制に 関する情 報のため。
I 文書	県有施設に おける警備 体制の状況	記載内容に対する実施機関の説明 ○ 左記文書のうち、最下段 の右側の矢印型の枠	実施機関による 記入内容を説明 したものに過ぎ ず、公開するこ とにより施設の 安全面の確保に 支障を生じるよ うな具体的防犯 体制に関する情 報とは認められ ないため。	具体的防 犯体制に 関する情 報のため。

別表 3 < 続き >

公開すべき非公開情報一覧				
区分	文書種別	非公開情報	理由	備考 〔実施機関 の説明〕
J 文書	特定会議議 事概要	<p>県民局入所施設等の具体的防犯体制に関する情報のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記文書 1 頁目のうち、39 行目から 40 行目まで ○ 左記文書 2 頁目のうち、1 行目、38 行目から 41 行目まで ○ 左記文書 3 頁目のうち、8 行目から 9 行目まで、16 行目から 17 行目まで ○ 左記文書 4 頁目のうち、5 行目から 6 行目まで、11 行目、14 行目から 16 行目まで、22 行目、25 行目、27 行目、29 行目、31 行目、34 行目、36 行目 ○ 左記文書 5 頁目のうち、6 行目から 7 行目まで、10 行目から 11 行目まで、13 行目から 16 行目まで、37 行目 28 文字目から 38 行目まで 	公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的防犯体制に関する情報とは認められないため。	具体的防犯体制に関する情報のため。
	特定 2 施設 の不審者等 対応マニ ュアル	マニュアルの冒頭のタイトル部分	マニュアルの有無に関する情報に過ぎず、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような情報とは認められないため。 (答申 5 (2)ア (イ) 参照)	具体的防犯体制に関する情報であるため。

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も 1 文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 6 月 16 日	○ 諮問
平成 30 年 10 月 22 日 (第 181 回部会)	○ 審議
11 月 26 日 (第 182 回部会)	○ 審議
平成 31 年 3 月 28 日 (第 186 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和元年5月21日現在) (五十音順)